

公益財団法人鳥取県スポーツ協会特定個人情報取扱規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号（以下「番号法」という。）及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年個人情報保護委員会制定）に基づき、公益財団法人鳥取県スポーツ協会（以下「協会」という。）が取り扱う特定個人情報の保護に係る安全管理措置について、公益財団法人鳥取県スポーツ協会個人情報保護規程の特例を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 公益財団法人鳥取県スポーツ協会個人情報保護規程第2条第1号に規定する個人情報をいう。
- (2) 個人番号 番号法第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。
- (3) 特定個人情報 個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。番号法第7条第1項及び第2項、第8条並びに第48条並びに附則第3条第1項から第3項まで及び第5項を除く。）をその内容に含む個人情報をいう。
- (4) 個人情報ファイル 個人情報を含む情報の集合物であって、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの、及び特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第4条第2項に規定するものをいう。
- (5) 特定個人情報ファイル 個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。
- (6) 個人番号利用事務 行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が番号法第9条第1項又は第2項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人情報を利用して処理する事務をいう。
- (7) 個人番号関係事務 番号法第9条第4項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。
- (8) 個人番号利用事務実施者 個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の

全部又は一部の委託を受けた者をいう。

- (9) 役職員 協会の役員及び職員（委託職員及び派遣職員等を含む。）をいう。
- (10) 事務取扱責任者 協会において特定個人情報の管理に関する責任を担う者をいう。
- (11) 事務取扱担当者 協会において個人番号を取り扱う事務に従事する者をいう。
- (12) 管理区域 特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを管理する区域をいう。
- (13) 取扱区域 特定個人情報を取り扱う事務を実施する区域をいう。

（個人番号を取り扱う事務の範囲）

第3条 協会が個人番号を取り扱う事務の範囲は、次の各号のとおりとする。

- (1) 役職員（扶養親族を含む。）に係る次の個人番号関係事務
 - ア 給与所得の源泉徴収票及び退職所得の源泉徴収票に関する事務
 - イ 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書、給与所得者の保険料控除申告書及び給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除等申告書兼所得金額調整控除申告書に関する事務
 - ウ 退職所得の受給に関する申告書に関する事務
 - エ 雇用保険被保険者資格取得届及び雇用継続給付支給申請に関する事務
 - オ 労働者災害補償保険給付請求に関する事務
 - カ 健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届に関する事務
 - キ 健康保険被扶養者（異動）届に関する事務
 - ク 健康保険給付支給申請に関する事務
- (2) 役職員の配偶者に係る国民年金第3号被保険者関係届に関する事務
- (3) 役職員以外の個人に係る報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書に関する事務

（取り扱う特定個人情報の範囲）

第4条 協会が個人番号を取り扱う業務において使用する個人番号及び個人番号と関連付けて管理される特定個人情報は、次のとおりとする。

- (1) 個人から番号法第16条に基づく本人確認の措置を実施するときに提示を受けた本人確認書類（個人番号カード、通知カード、身元確認書類等）及びこれらの写し
- (2) 行政機関等に提出するために作成した法定調書及びこれらの控え
- (3) 前項の法定調書を作成する上で役職員又は役職員以外の個人から受領する個人番号が記載された申告書等
- (4) その他個人番号と関連付けて保存される情報

第2章 安全管理措置及び責任体制

（組織体制）

第5条 事務取扱責任者は、事務局長とする。

2 事務取扱担当者は、事務取扱責任者が指名する者とする。

(特定個人情報の漏えい等への対応)

第6条 事務取扱担当者は、特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損等が発生したことを知った場合又はその可能性が高いと判断した場合は、事務取扱責任者に直ちに報告するものとする。

(取扱い状況の確認)

第7条 事務取扱責任者は、特定個人情報の取扱い状況について、年1回以上確認を行うものとする。

(事務取扱担当者の監督)

第8条 事務取扱責任者は、特定個人情報がこの規程に基づき適正に取り扱われるよう、事務取扱担当者に必要かつ適切な監督を行うものとする。

(教育研修)

第9条 事務取扱担当者は、協会が行う又は指定した教育研修を受けなければならない。

第3章 物理的安全管理措置

(特定個人情報を取り扱う区域の管理)

第10条 協会は、管理区域及び取扱区域を明確にし、それぞれの区域に特定個人情報の漏えい防止のための安全管理措置を講ずるものとする。

(機器及び電子媒体等の盗難等の防止)

第11条 協会は、管理区域及び取扱区域における特定個人情報を取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するための安全管理措置を講ずるものとする。

(電子媒体等の持ち出しの禁止)

第12条 協会は、特定個人情報が記録された電子媒体又は書類等を管理区域又は取扱区域の外へ移動させてはならない。ただし、行政機関等への法定調書の提出等、協会が実施する個人番号関係事務に関して個人番号利用事務実施者にデータ又は書類を提出する場合を除く。

(個人番号の消去及び廃棄の確認)

第13条 事務取扱責任者は、事務取扱担当者から特定個人情報を消去又は廃棄したことの報告を受けた場合は、その確認をするものとする。

第4章 技術的安全管理措置

(アクセスの制御)

第14条 協会は、特定個人情報を取り扱う機器を特定し、当該機器を取り扱う事務取扱担当者を限定するものとする。

(外部からの不正アクセス等の防止)

第15条 協会は、情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護するための安全管理措置を講ずるものとする。

(特定個人情報の漏えい等の防止)

第16条 協会は、特定個人情報をインターネット等により外部に送信しないものとする。
2 協会は、情報システムに保存されている特定個人情報の漏えい等を防止するため、データの暗号化又はパスワードによる保護を行うものとする。

第5章 収集、利用、提供及び廃棄

(個人番号の収集)

第17条 協会は、個人番号を収集する場合は、法令に基づき適正に行うとともに、提供を受けた本人に個人番号の利用目的を文書で通知するものとする。
2 協会は、番号法により個人番号の収集又は保管ができる場合を除き、これをしないものとする。

(個人番号の利用)

第18条 協会は、個人番号を利用する場合は、法令に基づき適正に行うものとする。
2 個人番号の利用は、第3条に掲げた個人番号を取り扱う事務の範囲に限るものとする。

(個人番号の提供)

第19条 協会は、本人の同意の有無にかかわらず、番号法により提供を認められた場合を除き、個人番号を事務取扱担当者以外の者に提供してはならないものとする。

(特定個人情報の消去及び廃棄)

第20条 協会は、法令により義務付けられた保存期間が経過した特定個人情報は、速やか

に消去又は廃棄するものとする。

第6章 雑 則

(その他)

第21条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年6月11日から施行する。